

開会の日 令和2年6月19日(金)
場 所 委 員 会 室

◆出席委員(7人)

委員長	住 田	清 美
副委員長	高 原	邦 子
委員	葛 谷	寛 徳
委員	籠 山	恵美子
委員	前 川	文 博
委員	上ヶ吹	豊 孝
委員	小笠原	美保子

◆欠席委員(なし)

◆職務のため出席した者の職氏名

市長	都 竹	淳 也
副市長	湯之下	明 宏
教育長	沖 畑	康 子
市民福祉部長	藤 井	弘 史
障がい福祉課長	平 田	直 久子
障がい福祉課センター長	中 切	智 子
障がい福祉課障がい福祉係課長補佐	森 本	睦
監査委員事務局長	野 村	賢 一
会計管理者	森	英 樹
会計事務局会計係長	竹 原	美 香
教育委員会事務局長	谷 尻	孝 之
生涯学習課長	大 庭	久 幸
生涯学習課教育振興係(神岡)係長	小 谷	昌 路
神岡振興事務所長	森 田	雄一郎
神岡振興事務所市民振興課長	岸 懸	貴 則
神岡振興事務所市民振興課総務税務係課長補佐	出 井	浩 司

◆職務のため出席した事務局員

議会事務局長	野 村	賢 一
書記	水 上	時 雄

◆ 本日の会議に付した事件

1. 付託案件

議案第70号	飛騨市固定資産評価審査員会条例の一部を改正する条例について
議案第71号	飛騨市多機能型障がい者支援施設条例について
議案第72号	財産の無償譲渡について（神岡町山田倉庫）
議案第73号	財産の無償譲渡について（河合町天生器具庫）
議案第74号	財産の無償譲渡について（河合町角川器具庫）
議案第75号	財産の無償譲渡について（河合町新名器具庫）
議案第76号	財産の無償譲渡について（宮川町戸谷器具庫）
議案第77号	飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
議案第78号	飛騨市指定金融機関の指定の変更について
議案第79号	飛騨市生涯学習施設条例を廃止する等の条例について

(開会 午前10時00分)

◆開会

●委員長 (住田清美)

ただいまから、第6回総務常任委員会を開会いたします。本日の出席委員は全員であります。

委員外委員より傍聴の願いが出ておりますので、これを許可いたします。

本委員会の会議録は、飛騨市議会委員会条例第30条の規定により委員長が署名を行います。

当委員会に付託された案件及び協議事項は、お手元に配付のとおりです。

審査に入る前にお願いをします。委員のご発言は、まず挙手をし、委員長の指名を受けた後、マイクを使い自己のお名前を教えてください。質問は一問一答制とし、要領よく簡潔に行われますようお願いいたします。また、執行部側の説明において、議案の朗読を省略することといたしますのでお願いします。

それでは、早速付託案件の審査を行いたいと思います。

◆1. 付託案件審査

◆議案第70号 飛騨市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

●委員長 (住田清美)

まずはじめに議案第70号、飛騨市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてといたします。説明を求めます。

(「委員長」と呼ぶ声あり) ※以下、この「委員長」と呼ぶ声の表記は省略する。

●委員長 (住田清美)

野村監査委員事務局長。 ※以下、この委員長の発言者指名の表記は省略する。

□監査委員事務局長 (野村賢一)

おはようございます。議案第70号、飛騨市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

要旨をごらんください。行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律、通称行政手続きオンライン法でございますけれども、これが情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、通称デジタル行政推進法といいますけれども、これに改正されたため題名改正及び条ずれが生じたことによる改正です。飛騨市固定資産評価審査委員会条例との関係ですけれども、当該条例第6条に委員会が書面審理を行う場合に、いわゆるオンライン審査ができる旨の規定がありますが、その条文中にこの法律名が引用されておりますので、所要の改正を行うものです。施行日は交付の日です。

以上です。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより審議を行います。質疑はありませんでしょうか。

○委員（籠山恵美子）

まず今回資産評価審査委員会条例の改定というかたちで出ておりますけど、これは順番にデジタル法の手法による改正になっていくのか、そのあたりはどうですか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

籠山委員、質問の内容をもう一度お願いします。

○委員（籠山恵美子）

オンライン法からデジタル法という要するに幅広く、私もきのうの勉強会でこれを勉強しなければならないなと思って、そのあと調べましたら、デジタル法になると今までオンラインでやっていたものには、いろんな添付資料などは追加で出すものは、相変わらず郵送だとか、現物で届けるとかということがすべてデジタル化になったらそれもすべてオンラインで処理していくということになるということらしいので、行政手続き法でいいうと、いろんな手続き条例がどんどん次々とデジタル化されていくのかと思ひまして、そのことはじめなのかなと思って、この条例の改正は。どうですか。

●委員長（住田清美）

答弁をお願いします。

□監査委員事務局長（野村賢一）

オンライン申請については、以前からできるようになってるんですけども、いまの法改正でオンライン申請が原則化されたということで、本人確認とか手数料納付もオンラインで実施するようになりました。ただし、適用が除外されるものもあるというふうに聞いておりますけども、今後ますますオンライン化が進んでいくものと承知しております。

○委員（籠山恵美子）

時代的にはこういうふうになってくるんだろうなと思うんですけども、ただ心配なのは対市民とのやり取りですよ。皆さんがパソコン使えるわけではないし、オンラインですべて確定申告だってなんだって相変わらずそういうのができないっていう市民は多いので、こういうふうな仕組みになったときに、行政側の負担もそれなりに増えてくると思うんですよ。市民の方がわからないわけだから、その方の相談に乗りながら手続きをやってやるという書類なんかの。いままでは必要な書類持ってきてくださいで受けてオンラインだったらそれで済んだことが、デジタル化になったらすべてオンラインで処理するということになるので、そのあたりの行政側の負担と市民の方はわけわからず行政にお願いしていくというあたりのメリット、デメリットを考えると、そのへんは行政がどう考えてみえるのかなと思うんですけど。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

ちょっと抽象論にしかならなくて申しわけないんですけども、一般的にデジタル化オンライン化の流れというのは間違いなくあると思うんですね。でも当然ながら使いこなせるかどうかという問題と、そもそも通信機器というのは個人負担ですから、購入できるかどうかという問題もありますし、通信のネットワークのインフラもありますよね。携帯の回線だってすごく遅いところもあるわけですから、どこまでいってもどうしても最小限のデジタルデバイド的なものは出てきてしまうんだらうと思いますので、大きな流れとしてはオンライン化、デジタル化の方向むかって進んでいくんでしょうが、そこをどうやって少数の取り残される方をカバーするのかというのが、同じくらい行政にとっては課題としては求められるというようなことを思いますし、今回の新型コロナの中で奇しくも我々同報無線に有用性というのを経験したわけですが、やっぱりこれはSNSとかホームページだけではカバーできないというのを経験したということもありますので、そうしたこともよく踏まえながらバランスのとれた行政のデジタル化というのを図っていくのが大事かなと。ちょっと抽象論で申し訳ありませんが、そのように思います。

○委員（籠山恵美子）

心配なのは、とにかくそういうこと慣れていない市民がどんどん取り残されてしまう、あるいは負担感だけが起きてしまうことをとってみると、住民サービスを推進する行政としてはまずいですよね。ですから、そのあたりのうまくカバーしながら行政側が徐々に推進していくという計画が見えれば大事なことかなと思うんですけど、そのあたりはちゃんとやってくださるんですよね。

△市長（都竹淳也）

取り組みというのはそれぞれになりますから、逆により便利なほうを求められる方もありますので、ユニバーサルサービスといいますか、どなたでも必要な手続きにアクセスできる、アプローチできるという体制を整えるということですので、計画的にということもありますし、個々のいろいろな取り組みをするときに、デジタル機器が使えない方を常に想定しておくということが基本かなと思います。

●委員長（住田清美）

委員の皆さんにお願いします。質疑でよろしく願いいたします。

○委員（高原邦子）

今籠山委員が質問されて、ちょっと違うんじゃないかなと思うので確認のためなんですけど、その前の6条の1項に文書送付したりもできるんですよね。正副2通の弁明書の提出も求めるものとなっていて。デジタルというかオンラインだけでしか受付けないという改正ではないと私は思うんですね。だから市民の皆さんに負担をかけると

いうところまではいっていないんじゃないかと思うんですけど、どうでしょうか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□監査委員事務局長（野村賢一）

今の高原委員言われたとおりなんですけれど、この件に関しては書面でも提出できますし、オンラインでも提出できるようになったということで、オンラインで提出できるもとの法律が改正されたということで、そのもとの法律は以前よりオンライン申請ができたりするような法律になっておると理解しております。

○委員（籠山恵美子）

条例改正については、一気にすべてデジタル化というふうにはなっていないので、これはこれで徐々にでしょうけれども、本来デジタル化法っていうのはそういうふうになっていくわけですからね。すべてを通信だけ手続きだけオンラインでやって、あとは必要な書類の添付は相変わらず郵送でいいですよ、直に持ってきてもいいですよと言ったら効率的ではないから、オンライン法からすべて全部オンラインでやれるように、そういうふうにしましょうという法律なものですから、いずれはそういう方向に行くという法律ですからね。徐々にそういうふうになっていくんだと思ひまして、一気に不可能だと思いますから、心配だったのでお聞きしましたから、固定資産税の条例によると一気に書面もすべてオンラインで、書面に必要な書類もオンラインでっていうふうになってないので、よろしいかなと思いますけど、そういうことでよろしいんですよね。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。よろしいですかということですね。

○委員（籠山恵美子）

当面は書類の添付などもあわせながら、オンライン。それは今までと同じですよ。ただ法上デジタル化法という国の法律が変わったので、それにあわせて条例を文字上改正しなければならない。けども、内容的にはいずれはデジタル化になっていくんですよということでもね。

●委員長（住田清美）

答弁をお願いします。

△市長（都竹淳也）

一般論なんですけど、当然おっしゃるとおりかと思ひますので、大きな流れはそうなんですけど、どうやってそこに取り残される皆さんをきちんとカバーしていくかということは考えなければいけないですし、市も日ごろからそうしたことは考えながら進めておりますので、そうした対応でむかっけていきたいと思ひております。

○委員（上ヶ吹豊孝）

確認なんですけど、結局デジタル化するということは職員やらの手書きを省くことなので、例えば家庭に端末がなかったら市役所に1台や2台あって、職員の方は書面できた

ものは恐らく県・国に出すときには、またデジタル化しなければいけませんので、書面もあるかもしれないけど、実際は端末は市役所にあつて例えばできる方とやるという方向で、そういった意味でずっと書面でやるというわけではなくて、書面はだんだん減らして行って、家にはない人は役場にある端末を使うという考えでいいんですか。それとも書面というものが残っていくんですかね。

●委員長（住田清美）

答弁はよろしいでしょうか。

□監査委員事務局長（野村賢一）

ほとんどのもの、いろんな手続きがオンライン化できることは間違いないんですけど、やっぱり書面で一部残るものも今後はあるとは思いますが。

○委員（上ヶ吹豊孝）

端末が家庭にない人は書面って言ってますけども、役場へ出掛けたら担当の方がデジタル化してくれるんですか。書面出したら、役場の職員がパソコンで打ったり手間が増えてくると思うので、申請者とやりとりすればいいのかなと思ったので、そういう方法もあるんですか。確定申告なんか行くと、対面でやって手書きなんてないでしょ。あのような方法もあるのかなと思ったんですけど。

△市長（都竹淳也）

これも一般論なのでお答えになるかどうかわかりませんが、オンラインにできない人に別に用意するという事ではないと思うんです、基本的に。オンラインでできない方はオフラインといいますか、アナログのもので対応できるようにするというのが基本だと思うんですね。これは全般的にそういうことだと思います。行政の職員の手間でいくとまだ技術全体が完全オンラインの上だけで完了するだけの便利さになっていないというのが、現場の感覚としてありまして、決裁まで全部、一気通貫で全部オンラインで済ませればいいんですが、確認するためには書類ひとつひとつ全部確認しなければいなくて、画面で確認するというのがハード的に手間があるんですね。直感の紙に比べると。いまタブレットができてきたことによって、だいぶ進んできましたけど、それでも一旦タブレットまで落とすという手間からすると紙でパッときたほうが早いということがあるので、いわゆるIT化といわれるようになって20年くらい経ちますけど、それでもまだこの状況なので、これだけ進んできてはですね、やはりアナログとの混在というのは当分あると思いますし、逆に前提にしなければならないので、オンラインにどうアクセスしてもらおうかというよりも、混在の状況が進んでいくのではないかなというふうに、一般論ですが思います。

○委員（前川文博）

固定資産評価審査委員会なんですけども、これは今までどれくらい開催があつたとか、時期というのは決まっているんでしょうか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□監査委員事務局長（野村賢一）

そもそもこの委員会ですけれども、固定資産税の納税者が固定資産課税台帳に登録された価格、いわゆる評価額ですけれども、それに不服がある場合に固定資産評価審査委員会に審査を申し入れることができるという制度です。3名の学識経験者で書面審査を行うわけですけれども、飛騨市になってからの申し出は、平成27年に1件あったのみです。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

それでは以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認めます。討論を終結し、採決を行います。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

よって、議案第70号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第71号 飛騨市多機能型障がい者支援施設条例について

●委員長（住田清美）

続いて議案第71号、飛騨市多機能型障がい者支援施設条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

それでは議案第71号についてご説明申し上げます。

本件は飛騨市多機能型障がい者支援施設条例について制定いたしたく議決を求めものです。

要旨にてご説明申し上げます。最終ページの要旨をごらんください。市では障がい者に対する独自性の高いサービスが提供できる体制を確保することで、地域の障がい福祉サービスの向上を図るため、これまで市内において実施されていない生活介護を含めた障がい福祉サービスを複合的に影響する多機能型障がい者支援施設を神岡町山田地内に整備中でございます。本施設は本年12月の完成を目指し、施設の供用開始予定は令和3年4月1日であります。地方自治法第244条の2、第1項の規定に基づき、障がい

施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるため本条例を制定するものです。施行日は令和3年4月1日です。

以上で説明を終わります。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（小笠原美保子）

第13条の利用料金って書いてあるんですけども、利用料金の明細を教えてください。

□市民福祉部長（藤井弘史）

この施設につきましては、第6条にこの施設におけるサービス提供事業が記載させていただいております。サービスを利用するにあたっては、利用者負担が出るわけがございます。直営で行いますと、その下の第8条、使用料というかたちで、こちらでサービス料にかかる負担金をいただくというものでございますけども、指定管理者制度を導入いたしますと、第13条、利用料金というかたちに利用料という名前になりまして、先ほど申し上げましたサービス利用する際の個人負担金をいただくというかたちでの、こちらが利用料金ということでイメージをさせていただいております。ちなみに先ほど第6条で申し上げました利用者負担でございますが、こちらの中で飛騨市におきましては独自でサービス利用料を減額をいたしております、実際発生するのがこの中では（2）の短期入所だけということで、あとは無料というかたちになっております。以上です。

○委員（前川文博）

この利用料金、第8条の使用料と第13条の利用料金というのは、保険適用なりのできたときの個人負担分であって、表にはできないと。そのうち第6条の（2）以外は飛騨市の場合は、無料になっているということによろしいんですね。

□市民福祉部長（藤井弘史）

そのとおりでございます。この施設を直営で実施する場合は、先ほど申し上げました利用者負担分は使用料という名称になりますけど、指定管理者制度を導入いたしまして指定管理者が徴収する場合は、利用料という名前にかわるというかたちでございます。

○委員（前川文博）

使用料、利用料でもう1点なんですけど、一番広い部屋、食堂兼ねた部屋か何かがあって、地元の方とか一般利用もできるというような部屋もあったと思いますが、そこをほかの方が使う場合は使用料なり料金というものはどういうふうになるんですか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

こちらの施設には、地元の方とふれあい、交流ができるようなスペースを、畳の数で言いますと、51畳分くらいの部屋を用意しております。障がいをお持ちの方との交流

の場ですとか、あるいは前に旧山田小学校のグラウンドがございまして、地域の方がそこでグラウンドゴルフなんかをされてみえます。その際に休みどころがほしいという要望が以前からございまして、こちらの施設ができたときには、そちらがありますのでそちら自由に休んでくださいというかたちでの開放をするつもりでございまして、あるいは旧袖川会館が廃止になったことに伴いまして、地域の方から敬老会をする場所がないというようなお話もございました。この施設のふれあいスペースを利用してくださいということで、地域の方、地元の方が使われる場合には利用料は徴収しないと。その分は指定管理料で市のほうが維持管理費をみるというかたちにしたいと思いますが、地域外の方が使用される場合には、利用料をいただくというかたちになるかと思っております。

○委員（籠山恵美子）

イメージしにくい新たな建物の活用なのかなと思いますが、条例にすでに指定管理者で行うというような条例が案でできているので、どういうふうな施設になるのかなというのがいまひとつイメージしにくいんですね。短期入所だけ有料ということですよ。これは介護保険料を払っている、払っていないみたいなのと関係してくるのか、要するに別に高齢者だけの施設ではない気もしますし、就労継続支援事業となるとある程度若い人もここで作業場みたいなのが入ってくるのかなと、第6条の（4）だと、地域生活支援事業っていうのは、どういうものかをイメージしているのか。それから（1）の生活介護っていうのはどういうことをイメージしているのか。そういうことが介護保険制度の中でやれることなのか。それと全く（2）だけですと。あとは全く市の市単の事業でやるんですよということなのか、結局こういう福祉施設ですからあまり利益関係ない施設ですよ。そうするとどちらかという市の直営に近いかたちで運営を民間の方にお願ひしますと、そのかわり必要な経費は市の指定管理料という税金でお支払いしますというかたちのものなのかなと思うんですよ。そういうことになると、地域の人の交流施設をつくって地域の方が大いに活用するのはただですよ、ということになると、そのあたりで市の福祉施策でやるんですから税金投入して当たり前、ですけど、一方でこういうところは地域の人のいわゆる私たちは地元でもっている公民館でみんな1,000円なり2,000円なり利用料、使用料払って、地元の間人といえどもですよ。払って建物の維持費に貯蓄のために使用料を払いながら、自分たちで維持しているというそういう感覚でいう交流する場所っていうのも一緒になっていて、それも指定管理料でただですよということになると、ごちゃごちゃして理解しがたいんですよ。そのあたりどういう感じで建物イメージしているんでしょうか。

□市民福祉部長（藤井弘史）

ちょっと前段のお話といたしまして、介護保険のお話もございました。介護保険につきましては、こちらは一切別の形態でございまして、1ページの条例の第2条でございましてけれども、こちらは障がい者の方のための施設でございまして、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、ここに基づいて施設整備を行うと、サ

サービス提供を行うというものでございます。それから先ほど生活介護とかそういったお話もございました。まず生活介護につきましては、障がい者支援施設などで常に介護を必要としている方に対して、主に昼間入浴ですとか排泄、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談ですとか助言、あるいは日常生活上の支援ですとか創作活動、生産活動、そういった機会のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行うというものが生活介護というようなサービスになってきます。

それから就労継続支援のB型につきましては、こちらのほうにはいくつか事業所がございますので、皆さまよくご存じかと思えますけれども、通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がい者に対しまして、生産活動などの機会の提供ですとか知識及び能力の向上のための必要な訓練などを行うものでございます。

4つ目の地域生活支援事業、これは日中一時支援事業というものを思っておるわけでございます。こちらにつきましても、市内にはいくつかございましたので、おわかりの方がいらっしゃるかもわかりません。在宅の障がい者を介護している家族の皆さんがですね、緊急時とかですね、あるいは一時的な休息を要するときに障がい者を日帰りで施設に預かる支援を行う事業ということで、レスパイトというようなかたちでのものでございます。こういった機能を複合してサービスを提供する施設でございまして、あくまでも障がい者の方です。高齢者の方は別でございまして、介護保険も別の話ということでございますので、よろしくお願いをしたいと思えます。

それから先ほど公民館的な話というお話もございましたけれども、こちらもおくまでも基本としては障がいを持った方々とここで触れ合っていただくようなスペースということで、このふれあいスペースをもっております。ただ一方で、先ほど申し上げましたが、JAの袖川会館、ここは袖川地区の皆さんが集まるような施設ということで、集会もできるという施設ということであつたんですけれども、そちらのほうははっきりとは覚えていないんですけれども、廃止になりまして、それで皆さんが集まれる場所がないというようなことも地元からの要望もございまして、いつでもということでは当然ないものですから、そこをそういったかたちで障がい者の方が別の生活介護ですとか就労継続支援のB型ですとかそういったところの部屋はございますので、空いているときにはそちらをお使いいただければいいですよというかたちで計上させていただいたというところでございます。

○委員（籠山恵美子）

どういう施設にということはおわかりなくして、指定管理になるとやはり民間の自主努力で少しでも収益を上げてということになりますよね。そのための指定管理制度ですからね。そういうことになると、例えばそのふれあいスペースのような地域の公民館的なものをつくってももちろんいいと思うんですよ。だけど例えばその多少なりとも入館料とか使用料をその建物全体を管理する指定管理者側の収益になれば、またそれはそれでいいじゃないですかね。そうすると、その先いつ微々たるものでしょうけれど

も、飛騨市としても指定管理料をもう少し減らせるかもしれない。そういう関係性もありますよね。だからそのへんはこれからのことですから十分に考えていただきたいのと、それから本当の福祉事業でやるのであったら私はお金なんか取るべきではないと思っているんですけれど。指定管理制度でやるということは、当然そういうことになりますからね。そういうことでいうとちょっと近くにピースというのがあるじゃないですか。あそこの関係性はどうなるんですか。

□市民福祉部長（藤井弘史）

ピースとの関連性ということでございました。この施設を整備するという計画をつくる段階では、今の山田地域福祉センターという名称で指定管理で障がいのある人を支える会の皆さんに指定管理で施設を管理して行っていただいておりますが、旧山田保育園というかなり老朽化したところでもございまして、昨年度ですか、ガスが埋設してあったんですけれども、それが途中で漏れているというお話もあったり、かなり老朽化が見られます。こちらの旧山田小学校跡地なんですけれども、そういったことからこちらのほうにその機能を移したいということで、新たな施設を建設するというにいたしました次第でございます。従いまして障がい福祉サービスを提供する施設としては、今の山田地域福祉センターからこちらの多機能型障がい者支援施設のほうに移るということで思っておりますし、旧山田地域福祉センターにつきましては、条例上は廃止をさせていただきますと、あとは選挙ですとか健診の会場としては使っておりますので、そういったかたちで残させていただきたいなということを思っているところでございます。

それともう1点。すみません。先ほどの答弁で漏れておりましたが、平成30年12月に前川議員さんのほうから一般質問をいただいております、収支の関係のお話もその中でございました。市のほうの試算といたしましては、定員がマックスになった状態であれば約3,700万円ほどの給付費が国県市も当然出さなければいけないんですけれども、合わせて入ってくるということで、あのお話させていただいたのは、損益分岐点といたしましては、定員に対して8割入所があればペイできるというようなかたちで思っておりますので、いたずらに指定管理料を出し続けるという考えはございません。

○委員（籠山恵美子）

指定管理の公募の問題でいいますと、全体的な公平性からいいますと、だからといってピースが入るからといって初めから指定管理ピースありきということではないんですよ。そのあたりをちょっと確認しておきたいですね。結果的にそうなったとしてもです。でないとその前提的に市民から見て、それがまた変な評価になってしまうと、それはそれで受け手の方々にも大変迷惑がかかる話ですから。そのへんはきちんと手続きはやっていただきたいなと思うんですけれどもいかがですか。

□市民福祉部長（藤井弘史）

今ほどの件でございましてけれども、こちら平成30年12月に前川議員さんのほう

から一般質問を頂戴しておりまして、市内法人限定の公募でいきたいというかたちでやらせていただきたいなと思っております。

市のほうとして、募集要項なりをことしの8月までに仕上げまして、当然その中には指定管理料も入ってくるわけでございますけれども、9月に入った段階で公募というかたちで思っております。一応今の飛騨市のスケジュールとしては、10月15日が締め切りというかたちで10月末には複数もし手を上げられた事業者がみえれば、選定委員会を開いて1事業者に絞って、それで12月の定例会のほうに指定管理者の議案を上程させていただきたいということをお思っております。

○委員（前川文博）

今平成30年12月の一般質問の話題が出たのでさせていただきますが、その指定管理は市内の法人をということで、今もそれを言われたんですけども、この条例の中の第10条第1項で「市長が指定する法人その他の団体」とありますが、その他の団体というのは、どういうものが応募できるのでしょうか。今は法人という話だったので、この中には法人その他の団体が応募できると管理ができるというふうになってはいますが、そのへんを教えてください。

□障がい福祉課長（平田直久）

指定管理の指定にあたりまして、条件としまして法人格がどうしてもなければならぬというものではないものですから法人格のない団体、個人でない団体ということで、法人格のない団体も指定管理者としての条件に当てはまるということで書いてあるものでございます。

○委員（前川文博）

今回も当然同じ条件でいくということで、前回の答弁のときには市内の法人ということはいってあるが、通常の指定管理と同じ扱いでの市内の法人及びその他団体での公募ということでよろしいですね。

□障がい福祉課長（平田直久）

条例の第6条にあります生活介護ほか障がい福祉サービスが書かれておりますけれども、こういった障がい福祉サービスを提供できる指定を受けてみえる団体ですとか法人の方でみえましたら指定管理者ということで応募いただけるということでございます。

○委員（籠山恵美子）

今のことで確認します。例えばNPOでもNPO法人ですよ。その他の団体といいますと、例えば極端な例ですよ。こういう福祉や医療に関わってきた方々が仲間を集めて、3人から5人ぐらい集めてグループで、ここを受けてみようかとそういうのもありませんか。その他の団体というのは。

□障がい福祉課長（平田直久）

団体なら何でもいいということではなくて、第6条にありますようにこういった介護サービスをするにあたりましては、県の指定が必要でありますから、県の指定を受けた

団体であれば応募いただけるということでございます。

○委員（籠山恵美子）

確認です。やっぱりそれなりにきちんとした裏付けのある方々なら応募できるということですね。

□障がい福祉課長（平田直久）

そのとおりでございます。

●委員長（住田清美）

ほか、質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認めます。討論を終結し、採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（住田清美）

ここで職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前10時42分 再開 午前10時43分 ）

◆再開

◆議案第72号 財産の無償譲渡について（神岡町山田倉庫）

●委員長（住田清美）

休憩を解き、会議を再開いたします。

議案第72号、財産の無償譲渡について（神岡町山田倉庫）についてを議題といたします。説明を求めます。

□神岡振興事務所長（森田雄一郎）

議案第72号、財産の無償譲渡についてご説明いたします。

譲渡する財産の種類は、建物です。所在及び数量は、飛騨市神岡町山田字中通1811番地に所在する建物でございます、鉄骨コンクリートブロック造2階建です。延べ床面積は、2,420.49平米です。譲渡の相手方は、神岡鉱業株式会社です。

無償譲渡とする理由につきましては、議会全員協議会でも縷々ご説明申し上げましたが、地域経済発展の促進を図るためということです。当該建物は、平成15年11月に市が無償で譲り受けたもので、平成17年4月より無償譲渡先である企業に無償で貸付を行っておりました。そんな中、当該企業より取得したい旨のご相談をいただきました。市といたしましては、今後の利用予定もなく、また継続して当該企業にリサイクル事業用倉庫として使用していただくことで、市内における地域経済の持続的発展を後押しするということにもつながるものと判断し、無償譲渡するものでございます。

説明は以上となります。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認めます。討論を終結し、採決を行います。

本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。

よって議案第72号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（住田清美）

ここで説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前10時45分 再開 午前10時46分 ）

◆再開

◆議案第73号 財産の無償譲渡について（河合町天生器具庫）
から

議案第76号 財産の無償譲渡について（宮川町戸谷器具庫）

●委員長（住田清美）

休憩を解き、会議を再開いたします。

議案第73号、財産の無償譲渡について（河合町天生器具庫）から議案第76号、財産の無償譲渡について（宮川町戸谷器具庫）までの4案件を会議規則第96条の規定により、一括して議題といたします。

説明を求めます。

□消防長（中畑和也）

議案第73号から議案第76号までの財産の無償譲渡についてあわせて説明させていただきます。譲渡理由は廃止された器具庫は地域での公共利用、防災庫やごみステーションで利用されています。また、解体費用が資産価値を上回り、用途廃止当時の行政との協議により地元区は譲渡されたと認識の上継続して維持管理しており、地権者も同様の認識であることから、無償譲渡が妥当であると考えます。土地は民地であり、譲渡は建屋のみとなります。

建物概要について。議案第73号、河合町天生器具庫。所在地は飛騨市河合町天生尾ノ上135番地1。面積は17.28平米。構造は鉄筋コンクリート造平屋建。譲渡先は、飛騨市河合町天生区。譲渡先につきましては、それぞれ地縁団体としての登録がされております。

議案第74号、河合町角川宮本器具庫。所在地は飛騨市河合町角川字道下1437番地。面積は5.78平米、木造平屋建。譲渡先は飛騨市河合町角川区。

議案第75号、河合町新名器具庫。所在地、飛騨市河合町新名字圃田上222番地4。面積は10.03平米。構造は木造平屋建。譲渡先は飛騨市河合町新名区。

議案第76号、宮川町戸谷器具庫。所在地は飛騨市宮川町戸谷字上ノ平197番地1。面積は9.72平米。構造は鉄骨造平屋建。譲渡先は宮川町戸谷区自治体。

その他であります。その他廃止器具庫は河合町にあと3棟ありますが、解体予定です。他の町村には、廃止予定の器具庫はありません。

以上で、説明を終わります。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑は議案番号を述べてから行ってください。質疑はありませんか。

○委員（高原邦子）

全部なんです。今地縁団体になっているというふうに理解してよろしいですか。今ここに出ているものは。

□消防長（中畑和也）

全て地縁団体登記がされています。

○委員（高原邦子）

土地は民地ということだったのですけれど、今まで地代というのは払っていたのですか。

□消防長（中畑和也）

地代のほうは払っていません。無償で出していただいて、その上に建てたものと考えています。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論は議案番号を述べてから行ってください。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

議案第73号、財産の無償譲渡について（河合町天生器具庫）から議案第76号、財産の無償譲渡について（宮川町戸谷器具庫）までの4案件について一括採決いたしたいと思えます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認め、4案件について一括して採決を行います。

議案第73号から議案第76号までの4案件は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。

よってこれら4案件は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第77号 飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

●委員長（住田清美）

次に、議案第77号、飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□消防長（中畑和也）

議案第77号、飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

提案理由は非常勤消防団員等にかかる傷害補償の基準に定める政令の改正に伴う改正です。改正の内容は、保証金金額の改正。一般の職員の給与に関する法律が改正することに伴い、非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の災害補償にかかる災害基礎額について改正するものです。

条例新旧対照表のほうごらんください。条文中、「日に」を「日（以下「事故発生日」という）に」改める。「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因による疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。また金額をそれぞれ改めるです。

法定利率の改正、民法の一部を改正する法律により法定利率が改定されることに伴い、損害補償年金前払一時金が支給された場合の損害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率を、100分の5から事故発生日における法定利率に改正するものです。

以上説明を終わります。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（前川文博）

今後100分の5は法定利率に変わるという説明ですが、この法定利率というものはいつ決定するのか。毎年変わるものなのか。どういうものなのでしょうか。

□消防長（中畑和也）

この法定利率、民法が改正されたのはことしでございますが、制定された120年前、明治の制定になっておりまして5パーセントが法定でありましたことしから3パーセントになります。その後は3年ごとに見直しで法定利率のほうを変えていくというふうになっております。以上です。

●委員長（住田清美）

ほかによろしかったでしょうか。質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

過去に100分の5になったのによりも一旦下がるんですね。3パーセントになるということは。それから3年ごとに見直すというのは、そのベースになっているのは何ですか。例えば年金だったら物価上昇率とかいろいろありますよね。本当にこのわずかな金額のアップなので、そういう法定利率というのは何が根拠になっているのですか。

□消防長（中畑和也）

一旦下がりますのは、現状の利率が低いところがありまして、現行の利率に合わせるということでもあります。何の基準かといいますと、銀行の短期貸付金の平均金利の直近の5年間の平均をとって1パーセントごとに利率を変えていくということになっていま

す。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認めます。討論を終結し、採決をいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。

よって議案第77号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（住田清美）

ここで説明職員入れ替えのため、暫時休憩をいたします。

（ 休憩 午前10時56分 再開 午前10時57分 ）

◆再開

◆議案第78号 飛騨市指定金融機関の指定の変更について

●委員長（住田清美）

休憩を解き、会議を再開いたします。

議案第78号、飛騨市指定金融機関の指定の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

□会計管理者（森英樹）

それでは議案第78号、飛騨市指定金融機関の指定の変更についてご説明させていただきます。指定金融機関とは、県や市町村の市や税や使用料等の公金収納事務あるいは公金支払事務について、現金の取り扱いに最も熟達している金融機関を指定して取り扱わせるものであります。飛騨市の公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせるため、指定する金融機関を輪番制によって変更するものでございます。

1. 指定金融機関の名称及び所在地。変更前、現在の指定金融機関でございますが、

飛騨農業協同組合、高山市冬頭町1番地1。変更後、飛騨信用組合、高山市花岡町一丁目13番地1。

2. 指定の期間でございます。令和2年10月1日から令和5年9月30日の3年間でございます。

飛騨市は合併後、飛騨市の金融協会等と協議をしまして古川町に店舗のある4つの金融機関を輪番制とすることが決められております。それに基づきまして今回飛騨信用組合に変更を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（前川文博）

市内の4つの金融機関で輪番制ということでその点はいいんですけれども、たしか県が金融機関を変更するときに金融機関を変えるごとに結構コストがかかるという話があったと思うんですが、飛騨市の場合は、その金融機関を変更することによって、市にコストなり金融機関でコストがかなり増えるというようなことはあるのでしょうか。その変更に関してですね。

□会計管理者（森英樹）

やはり指定金融機関になるということで、メリットもあればデメリットもございます。デメリットとしては、専門の行員を市の入り口にある出張所のほうへ派遣をしなければいけないということで、人件費がかかるということがございます。それからもう一つは、電算システム等の変更とかですね。そういったものでコストがかかることがございます。しかしこれらについては、指定金融機関さんが企業努力をさせていただくということになりまして、市がそのことによって何か費用がかかるということではないんですけれども、地域の発展のために金融機関が努力をさせていただくところでは、市としましても大変ありがたいことだと思っておりますし、メリットとしましては、一定の資金を金融機関が確保できるというメリットもございますし、社会的な信用性も高まるというメリットもございますので、そういった部分で金融機関の努力をお願いするところでございます。

○委員（高原邦子）

実は、いま日本全国そうだと思うんですが、金融機関かなりずっと低金利とかそういったことがあって、厳しい状況が続いていると思うんですね。いま銀行協会のことで合併のときからということになっていましたけれども、そういったことを話し合われたことはありますか。例えば、神岡のある信用金庫なんかはATMを1つ外してしまって、みんな並ばなければならない。コロナだからと言っていたんです。金融機関は一生懸命いろんなことを節約したりとかしてやっている中で、今派遣しなければいけないし、そういったところもあるということで、本当に金融機関の方々の生の声を聞いていますか

ということをお伺いしたいんですが、いかがですか。

□会計管理者（森英樹）

事前に飛騨信用組合の方と打ち合わせをした中では、そういった声は直接は聞いていないんですけども、やはりそういったところは議員さん言われるようにどの金融機関も負担というものは大きいものはあるというふうには感じております。

そういった意味でも、今輪番制というかたちで3年をサイクルに、3年ごとに4金融機関でローテーションをしていますけれども、そのローテーションをする3年の期間も飛騨市が合併したときは2年でローテーションをしていました。それを一巡終わった段階で、3年にしました。3年目が一巡した段階では、もう一度各金融機関の要望とか困っていることとかそういったことを把握しながら第3巡目のときに考えていくべきだと考えております。

○委員（籠山恵美子）

金融機関の輪番制というのは、金融機関さんにとって何のメリットがあるのかなとずっと思っていたんですけども、今聞きますと社員はわざわざ1人派遣しなきゃいけないですね。ですけど、そのメリットとしては資金確保というのはつまり市が預けている資金を運用して仕事ができるというメリットがやはり金融機関にあるわけですね。だから今お話を聞いていて、なるほどと思いましたが、当初は2年だったけれども、こういう経済状態になると、やはり少しでも長くこの指定金融機関になれば、3年間資金運用ができると。それで何とか自分たちの金融機関の状況もよくさせるということもあるんだなということを見ると、お互いにウインウインですね。私こんなにくるくる金融機関が変わることが金融機関に負担がかかるのであればかわいそうになんと思いつながり眺めていましたけれども、それなりにメリットがあるということは金融機関さんが例えば今一巡して3年をまた4年にしてくださいというのかどうか分かりませんが、それについては金融機関のほうの意向に沿って輪番制は守っていくという姿勢ですか、市としては。

□会計管理者（森英樹）

今ほど籠山議員のいわれた全くそのとおりでございまして、そのひとつの銀行で偏ることなく平等にメリット・デメリットを分け合うという考えのもと、なっております。前の旧2町2村のときはずっと古川町ですと十六銀行さん、ずっと長い間指定金をやってみえましたし、神岡町の場合は、高山信用金庫さんがずっと指定金融機関でした。そのときの反省を踏まえて、飛騨市になったときにこういった輪番制になったということを考えると、やはりデメリットも考えながらですけども、飛騨市の金融協会の意見を尊重しながら今後も進めていきたいというふうに考えています。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認めます。討論を終結し、採決を行います。

本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。

よって議案第78号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（住田清美）

ここで説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前11時07分 再開 午前11時08分 ）

◆再開

◆議案第79号 飛騨市生涯学習施設条例を廃止する等の条例について

●委員長（住田清美）

休憩を解き、会議を再開いたします。

議案第79号、飛騨市生涯学習施設条例を廃止する等の条例について議題といたします。説明を求めます。

□教育委員会事務局長（谷尻孝之）

それでは議案第79号についてご説明申し上げます。

最終ページにある要旨をごらんください。

まず要旨を説明する前に改正の大きな流れをご説明させていただきます。先日の全協におきまして神岡振興事務所からも説明がありましたように、ハイパーカミオカンデの建設に伴いまして光電子増倍管のストックヤードとしまして、神岡東生涯学習館の旧校舎部分を東京大学に貸し出し、体育館につきましては従来どおり生涯学習課で管理するものでございます。そのため神岡東生涯学習館全部を行政財産から普通財産に一旦しまして、校舎部分については東京大学に貸し付けます。一方、体育館につきましては新たに飛騨市神岡町公民館東分館としまして行政財産に位置づけまして、従来どおり各イベント等備品の倉庫とするものでございます。

また今回の改正に伴いまして、旧校舎内にありました陶芸室を釜崎生涯学習館に移設することからあわせて使用料の改正等を行うものでございます。

そこで要旨でございます。第1条、飛騨市生涯学習施設条例の廃止としまして、飛騨市神岡東生涯学習館を廃止し、旧校舎部分を行政財産から普通財産に用途変更し、旧体育館部分を飛騨市神岡町公民館東分館として位置づけることから当該条例を廃止するものでございます。

次に第2条、飛騨市使用料徴収条例の一部改正でございますが、飛騨市神岡東生涯学習館廃止に伴いまして、同施設の陶芸室及び電気炉を飛騨市釜崎学習館、本条例によりまして改正後の飛騨市神岡町公民館釜崎分館に移設すること、また飛騨市神岡町東生涯学習館の体育館部分につきましては、飛騨市神岡町公民館東分館として位置づけることに伴いまして、使用料の規定について所要の改定を行うものでございます。

最後に第3条、飛騨市公民館条例の一部改正としまして市の生涯学習施設の利用実態としまして、生涯学習環境の提供に特化したものではないということから、より広義の社会教育施設であります公民館として統一・整理するため飛騨市釜崎生涯学習館から飛騨市神岡町公民館釜崎分館へと名称を変更するものでございます。

また、飛騨市神岡町公民館東分館を新たに当該条例に位置づけることに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

よろしいですか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認めます。討論を終結し、採決をいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。

よって議案第79号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上で当委員会に付託されました10案件の審査が終了いたしました。

ここで、お諮りいたします。

ただいま議決いたしました10案件に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長にご一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長 (住田清美)

よって委員会報告書の作成につきましては、委員長に一任することに決定いたしました。

◆閉会

●委員長 (住田清美)

以上をもちまして、第6回総務常任委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

(閉会 午前11時13分)

飛騨市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

総務常任委員会委員長

住田清美